

石川県公報

令和元年11月22日

第13259号（金曜日）

毎週2回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更の届出（厚生政策課）	1	○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告（県民交流課）	4
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更の届出（同）	1	○公共測量実施公告（監理課）	5
○県道の区域の変更（道路整備課）	2	○公共測量実施公告（同）	5
○県道の供用の開始（同）	2	○公共測量実施公告（同）	5
○県有財産売払入札公告（管財課）	2	○公共測量終了公告（同）	6
		○公共測量終了公告（同）	6
		○土地区画整理事業に係る換地処分公告（都市計画課）	6
		○道路の位置の指定公告（建築住宅課）	6
		公安委員会	
		○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正	7

告 示

石川県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		変 更 年月日		
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松任	新	白山市石同新町275番1	平成23年 5月1日	
			旧	白山市倉光6丁目25番地		
		新	ニチイケアセンター鶴来	新	白山市熱野町イ28番地11	令和元年 9月1日
		旧	ニチイケアセンター美川	旧	白山市長屋町イ39番地7	

石川県告示第249号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地			
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地	ニチイケアセンター松任	新	白山市石同新町275番1	平成23年5月1日	
			旧	白山市倉光6丁目25番地		
		新	ニチイケアセンター鶴来	新	白山市熱野町イ28番地11	令和元年9月1日
		旧	ニチイケアセンター美川	旧	白山市長屋町イ39番地7	

石川県告示第250号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和元年11月22日から同年12月6日まで縦覧に供する。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
若部千里浜インター線	羽咋市吉崎町ム68番1地先から 羽咋市東的場町小原田1番3地先まで 及び 羽咋市鶴多町切道1番1地先から 羽咋市鶴多町新保助27番地先まで	旧	6.76～38.00	463.9	羽咋土木事務所維持管理課
		新	13.20～43.80 及び 13.00～22.95	463.9 及び 141.6	

石川県告示第251号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和元年11月22日から同年12月6日まで縦覧に供する。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
若部千里浜インター線	羽咋市吉崎町ム68番1地先から 羽咋市東的場町小原田1番3地先まで	令和元年11月25日	羽咋土木事務所維持管理課

公 告

県有財産売払入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付す物件及び最低売却価格

物件番号	所在地	財産区分	地目	地積	最低売却価格
1	金沢市平和町二丁目115番	土地	宅地	734.32m ²	54,100,000円

2	七尾市本府中町カ40番3	土地	宅地	199.01m ²	5,160,000円
3	七尾市矢田町式四号白土6番36	土地	宅地	168.86m ²	2,010,000円
4	輪島市堀町壺五字2番52	土地	宅地	273.08m ²	1,360,000円
5	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2	土地	宅地	179.58m ²	5,880,000円
6	鳳珠郡能登町字小木口字15番4	土地	宅地	162.30m ²	463,000円
7	鳳珠郡能登町字小木口字15番5	土地	宅地	162.02m ²	544,000円
8	鳳珠郡能登町字小木口字15番9	土地	宅地	161.35m ²	450,000円

2 入札及び開札の日時及び場所

物件番号	入 札 日 時		入 札 場 所	開 札
1	令和元年12月16日（月）	午前10時30分	金沢市鞍月1丁目1番地	入札後、 即時開札
5		午後1時30分	石川県庁行政庁舎603会議室（6階）	
2	令和元年12月17日（火）	午後1時30分	七尾市本府中町ソ27番9	
3		午後3時	中能登土木総合事務所入札室（1階）	
4	令和元年12月18日（水）	午後1時30分	輪島市三井町洲衛10部11番1 奥能登土木総合事務所分室入札室（1階）	
6		午後2時30分		
7		午後3時30分		
8		午後4時30分		

3 現地説明の日時及び場所

物件番号	所在地番（現地説明の場所）	現地説明日時	
1	金沢市平和町二丁目115番	令和元年11月29日（金）	午前11時
5	加賀市山中温泉湯の本町ク32番2、 加賀市山中温泉富士見町オ11番2		午後2時
2	七尾市本府中町カ40番3	令和元年11月28日（木）	午前11時

上記以外の各物件については、個別に現地説明を実施する。現地説明を希望する者は、希望日の前日までに電話にて申し込むこと。

(1) 申込期間

令和元年11月22日（金）から同年12月5日（木）までの石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 実施期間

令和元年11月25日（月）から同月27日（水）まで及び12月2日（月）から同月6日（金）までの毎日午前11時から午後4時まで

(3) 申込先

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者以外の者であること。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者以外の者であること。

(3) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力

団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和元年11月22日（金）から同年12月6日（金）までの県の休日を除く毎日午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所

名 称	住 所	電話番号
石川県総務部管財課	金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1266
中能登土木総合事務所	七尾市本府中町ソ27番9	0767-52-5100
奥能登土木総合事務所	輪島市河井町22部1-1	0768-22-0567
奥能登土木総合事務所分室	輪島市三井町洲衛10部11番1	0768-26-2350
奥能登土木総合事務所 珠洲土木事務所	珠洲市野々江町シの部32番地	0768-82-2165
南加賀土木総合事務所 大聖寺土木事務所	加賀市幸町2丁目77	0761-72-0491

6 入札参加申込みの方法

(1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県総務部管財課資産活用室まで持参し、又は郵送しなければならない。

(2) 受領期限

令和元年12月6日（金）午後5時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

7 その他

(1) 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上

(2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者の提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書、その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

最低売却価格（石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格をいう。）以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10以上

(5) 売買代金の納入

県が発行する納入通知書により、指定の期日（契約締結の日から30日以内）までに納入すること。

(6) 所有権の移転等

所有権の移転は、売買代金が完納された日とし、その日から起算して7日以内に物件の引渡しを行う。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課資産活用室 電話番号 076-225-1266

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 申請のあった年月日
令和元年11月1日
- 2 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 金沢あすなる会
- 3 代表者の氏名
三井 美千子
- 4 主たる事務所の所在地
金沢市西念1丁目15番7号 恵西苑1号室
- 5 定款に記載された目的
この法人は、クレジット・サラ金・ヤミ金・商工ローン問題を学習し、多重債務に陥った人への相談や、被害者の根絶のための諸活動を行うことを目的とする。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和元年10月15日から 令和2年2月28日まで	小松市千代町地内
公 共 測 量 〔 福井石川県境における簡易パー キング等検討業務基準点測量 〕	令和元年10月21日から 同年12月10日まで	加賀市南部地域

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、法務省金沢地方法務局長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 〔 不 動 産 登 記 法 〕 〔 第 14 条 第 1 項 地 図 作 成 〕	令和元年11月1日から 令和2年2月28日まで	金沢市 〔 南広岡町ハの全部 長田本町トの全部 長田本町ホの全部 長田本町チの全部 昭和町の一部 三社町の一部 元菊町の一部 大和町の一部 中橋町の一部 〕

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (基 準 点 測 量)	令和元年11月1日から 同年12月20日まで	河北郡津幡町河内及び九折地内

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (用 地 測 量)	平成31年4月18日から 令和元年9月30日まで	七尾市

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、防衛省近畿中部防衛局長から、次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公 共 測 量 (2 級 基 準 点 測 量)	令和元年6月27日から 同年10月23日まで	白山市湊町地内

土地区画整理事業に係る換地処分公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第3項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の換地処分を行った旨の届出があった。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 土地区画整理事業の名称
白山都市計画事業白山市山島地区新工業団地第二土地区画整理事業
- 施行者の名称
白山市
- 換地処分の年月日
令和元年11月7日
- 換地処分の内容
令和元年11月7日付け石川県指令都第960号をもって認可した換地計画のとおり

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年11月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
河北郡津幡町字庄へ88番3	幅員 6.00m 延長 45.70m	金沢市二ツ屋町7番29号 株式会社エム・ティ・エステート 金沢市古府一丁目77番地 株式会社リアル	令和元年11月8日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第79号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和元年11月22日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第1（信号機の設置場所）能美警察署管内の表43の項を次のように改める。

43	削 除
----	-----

別表第4（指定方向外進行禁止）金沢中警察署管内の表に次のように加える。

890	県道金沢停車場南線	金沢市御影町3番1号先	野々市市方向から増泉1丁目方向への右折	自動車及び原動機付自転車	終日
-----	-----------	-------------	---------------------	--------------	----

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表に次のように加える。

302	市道A53号線	加賀市大聖寺山田町19番地先	大聖寺寺町方向から大聖寺本町方向への右折	自動車及び原動機付自転車	7:00から20:00まで
-----	---------	----------------	----------------------	--------------	---------------

別表第4（指定方向外進行禁止）大聖寺警察署管内の表5の項及び7の項を次のように改める。

5	削 除
7	削 除

別表第4（指定方向外進行禁止）白山警察署管内の表に次のように加える。

555	市道手取若草線	白山市手取町3番地1先	蝶谷小学校方向から北陸本線方向への左折	自動車及び原動機付自転車	7:00から8:00まで (土・日曜日、休日を除く。)
-----	---------	-------------	---------------------	--------------	--------------------------------

別表第7（歩行者用道路）白山警察署管内の表に次のように加える。

59	市道手取若草線	白山市手取町ケ56番地20先から 白山市手取町65番地先まで	約50メートル	7:00から8:00まで (土・日曜日、休日を除く。)	自動車及び原動機付自転車
----	---------	-----------------------------------	---------	--------------------------------	--------------

別表第11（最高速度の指定）白山警察署管内の表146の項を次のように改める。

146	県道徳光安田線	白山市徳光町3904番地先から 白山市北安田町925番地1先まで	約2,250メートル	毎時40キロメートル	終日	車両（原動機付自転車及びけん引②③を除く。)
-----	---------	-------------------------------------	------------	------------	----	------------------------

別表第18(駐車禁止)白山警察署管内の表92の項を次のように改める。

92	県道徳光安田線	白山市徳光町3904番地先から 白山市徳光町581番地先まで	約600 メートル	終日	車両
----	---------	-----------------------------------	--------------	----	----